## 14 第64条の12《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》関係

## 【新設】(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用)

2-47 法第 64 条の 12 《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用に当たっては、2-40 《通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義》、2-41 《最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等》及び2-43 《時価評価資産から除かれる資産の範囲》から2-45 《時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額》までの取扱いを準用する。

## 【解説】

1 グループ通算制度においては、通算承認(法 64 の 9 ⑪⑫)の規定の適用を受ける法人税 法第 64 条の 9 第 2 項《通算承認》に規定する他の内国法人(子法人)は、一定の法人(法 64 の 12①各号)を除き、通算加入直前事業年度(当該他の内国法人について通算承認の効 力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。)終了の時に有する時価 評価資産について時価評価損益(その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。以下同 じ。)の計上を行うこととされている(法 64 の 12①、以下この制度を「時価評価資産の加 入時時価評価」という。)。

また、時価評価資産の加入時時価評価の対象法人である他の内国法人(子法人)について、通算承認の効力が生じた日において当該他の内国法人の株式又は出資を有する内国法人(以下「株式等保有法人」という。)は、その通算承認の効力が生じた日の前日の属するその株式等保有法人の事業年度において、その有する当該他の内国法人の株式又は出資について時価評価損益の計上を行うこととされている(法 64 の 12②、以下この制度と時価評価資産の加入時時価評価を併せて「本制度」という。)。この規定は、グループ通算制度において新たに設けられたものである。

- 2 ところで、グループ通算制度に固有の時価評価としては、本制度のほかに、グループ通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益(法 64 の 11、以下「開始時時価評価」という。)があるが、そちらでは、「時価の意義」をはじめとする取扱いについて、グループ通算通達2-40《通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義》から2-46《株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益》までの定めを置いている。
- 3 このように、本制度も開始時時価評価と同様、いわゆる時価を用いて計算を行う旨を定めた規定であるところ、開始時時価評価に係る取扱いとして定めている上記2の各通達のうち本制度でも同様の取扱いとなるものを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。